

北野町山本通

景観計画区域・伝統的建造物群保存地区

＝ 景観計画区域と伝統的建造物群保存地区の基準、届出・許可申請の手続き ＝

神戸市では、別図の範囲を、景観法に基づく景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）及び神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づく北野町山本通伝統的建造物群保存地区に指定しています。

景観計画区域内で下記の行為を行う場合は届出、伝統的建造物群保存地区内では許可申請が必要です。

また、当地区において地上4階建て以上の建築物の新築・増築・改築を行う場合、景観デザイン協議の対象となりますので、下記の届出に先立って別途手続きが必要です。

《届出・許可申請書類と手続》

行為の届出・許可申請

対象となる行為の内容

	景観計画区域（届出）	伝統的建造物群保存地区（許可申請）
建築物	建築物の新築，増築，改築，移転	建築物の新築，増築，改築，移転，除却
	外観を変更することとなる修繕，模様替，色彩の変更	
工作物	工作物の新築，増築，改築，移転	工作物の新築，増築，改築，移転，除却
	外観を変更することとなる修繕，模様替，色彩の変更	
宅地の造成 その他の土地の形質の変更	切土又は盛土によって生じるのりの高さが1.5メートルを超えるもの	水平投影面積が10平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの
木竹の伐採	樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える木竹の伐採	木竹の伐採
土石類の採取		土石類の採取
提出先・問合せ先	都市局まち再生推進課 (Tel. 078-595-6725、6726)	文化スポーツ局文化財課 (Tel. 078-322-5798)

■届出・許可申請手続

- ① 景観計画区域内の届出は、計画変更が可能な時期で、着手予定日の30日前までに都市局まち再生推進課へ届け出てください。
 - ・伝統的建造物群保存地区内の許可申請は、文化スポーツ局文化財課に提出してください。
（届出又は許可申請にあたっては、計画内容等について事前の相談をお願いします。）
- ② 軽易な現状変更行為等については、届出・許可申請が不要場合があります。
- ③ 屋外広告物の表示等については、景観計画に定められた制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になっていますので、都市局まち再生推進課に事前の相談をお願いします。

工事終了等の通知

■通知手続

- ① 届け出た行為又は許可を受けた行為を完了又は中止したときは、速やかに行為の終了通知書を提出してください。
（景観計画区域内は不要、伝統的建造物群保存地区内は文化スポーツ局文化財課）
- ② 終了通知書には、完成後の建物等の写真を添付してください。

■行為の届出・許可申請に要する添付図書

■景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）（届出）

行 為	種 類	縮 尺	部数	備 考
建築物等の新築、増築、改築等	付 近 見 取 図		1 部	
	状 況 カ ラ ー 写 真		1 部	
	配 置 図		1 部	
	立 面 図		1 部	カラー、2 面以上
	各 階 の 平 面 図		1 部	（建築物の新築、増築、改築の場合のみ）
	外 構 図		1 部	（建築物の新築、増築、改築の場合のみ）
	完 成 予 想 図		1 部	（建築物の新築、増築、改築の場合のみ）
木竹の伐採	付 近 見 取 図		1 部	
	状 況 カ ラ ー 写 真		1 部	
	施 工 図		1 部	伐採する木竹等の位置、種類、大きさがわかるもの

■伝統的建造物群保存地区（北野町山本通伝統的建造物群保存地区）（許可申請）

行 為	種 類	縮 尺	部数	備 考
建築物等の新築、増築、改築	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	配 置 図	1/200以上	3 部	敷地隣接の建物状況（位置、構造、階層）を併記すること
	各 階 の 平 面 図	1/200以上	3 部	
	各 面 の 立 面 図	1/200以上	3 部	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	主 要 部 2 面以上 の 断 面 図	1/200以上	3 部	
	外 構 平 面 図	1/200以上	3 部	植栽は木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2 部	
	完 成 予 想 図 書		2 部	完成予想図書の添付を必要とするもの ①新築又は改築：当該建築物の階数が地上3階以上で、その延べ面積（地階部分の面積を除く）が300㎡以上のもの ②増築：当該建築物の増築後の階数、延べ面積が前記に該当するもの
建築物等の移転又は除却	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	配 置 図	1/200以上	3 部	移転前は点線、移転後は実線で記載すること
	外 構 平 面 図	1/200以上	3 部	植栽は木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2 部	
建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	配 置 図	1/200以上	3 部	
	立 面 図	1/200以上	3 部	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	断 面 図	1/200以上	3 部	
	外 構 平 面 図	1/200以上	3 部	植栽は木竹名を記載すること
建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	立 面 図	1/200以上	3 部	着色し、露出する建築設備及び各部仕上げを記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2 部	
宅地の造成その他の土地の形質の変更	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	地 形 図	1/1,000以上	3 部	
	平 面 図	1/500以上	3 部	変更前は点線、変更後は実線で記載すること
	断 面 図	1/500以上	3 部	変更前は点線、変更後は実線で記載すること
	のり面断面図	1/50以上	3 部	変更前は点線、変更後は実線で記載し、併せてのり面処理材料を記載すること
	植 栽 計 画 図	1/200以上	3 部	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、併せて木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2 部	
木竹の伐採	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	地 形 図	1/500以上	3 部	伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、併せて木竹名を記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2 部	
土石類の採取	付 近 見 取 図	1/2,500以上	3 部	
	地 形 図	1/500以上	3 部	
	平 面 図	1/200以上	3 部	採取前は点線、採取後は実線で記載すること
	断 面 図	1/200以上	3 部	採取前は点線、採取後は実線で記載すること
	状 況 カ ラ ー 写 真		2 部	

（注）1 この表において「外構平面図」とは、門、かき、へい、擁壁、植栽、玄関周り、敷地内通路、庭園等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。

2 この表において「状況カラー写真」とは、行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。

3 この表において「完成予想図書」とは、周辺の状況を含む着色した建築物の完成予想図又は行為地及び周辺の土地の状況を示すカラー写真に着色した完成予想建築物を合成した図書をいう。

景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）

景観計画区域 の概要

- ・ 名 称：北野町山本通都市景観形成地域
- ・ 決定年月日：昭和54年10月30日
- ・ 面 積：約32ha

■景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

- ① 異人館をはじめとする既存のすぐれた遺産を受け継いでいく
- ② 住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境整備を進める
- ③ 神戸らしさ、北野らしさあふれるまちづくりを絶えず指向する

■規制又は措置の基準として必要な制限

◆景観形成基準（全域に適用される基準）

形態又は色彩 その他の意匠 の制限	基本事項	○形態・意匠は、地域の景観との調和に配慮した質の高いものとする。
	敷地・緑化	○良好な景観を形成するため植栽等を行う。
	塀・柵	○高さは2m以下とする。
	日よけ・ 雨よけテント	○設置しない。
	建築設備等	○道路、公園、広場等の公共空間から容易に見える位置及び建築物の屋上部分には設置しない。やむを得ず設置する場合は、地域の景観との調和に配慮したものとする。
建築物又は工作物の 高さの最高限度		○エレベーター機械室、階段室、その他建築物に設置される工作物とともに構成される高さを13m以下とする。ただし、避雷針、アンテナその他これらに類するものを除く。
壁面の位置の制限		○道路境界線及び景観形成広場の境界線から外壁等の面までの距離は1.5m以上とする。 ○隣地境界線から外壁等の面までの距離は1m以上とする。ただし、景観形成道路沿いについては、専ら住居の用に供される一戸建ての住宅等（以下「専用住宅」という。）に限る。
壁面後退部分		○道路境界線及び景観形成広場の境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。
土地の区画形質の変更		○土地の形質の変更を行うときは、地域の景観との調和に配慮する。
木竹の伐採		○樹高10m以上又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木、地域を特色づけている樹木及び生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。

◆景観形成基準（景観形成道路、景観形成小径について追加する基準）

		景観形成道路沿い	景観形成小径沿い
形態又は色彩 その他の意匠 の制限	塀・柵	○景観形成道路に面して設けない。ただし、専用住宅を除く。	○小径特有の意匠に配慮する。
	日よけ・ 雨よけテント	○やむを得ず設置する場合は、必要最小限のものとし、色彩等に配慮して建築物等と調和のとれたものとする。	—
有効空地の面積		○景観形成道路に面して都市景観の形成に有効な空地（道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地を含む）を敷地面積の10分の2以上確保する。ただし、専用住宅を除く。	—

景観計画区域（北野町山本通都市景観形成地域）

◆夜間景観形成基準

形態又は色彩その他の意匠の制限	照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷地の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないよう工夫する。
		色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがなく、設置位置や形態等に留意する。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
		演出	○歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

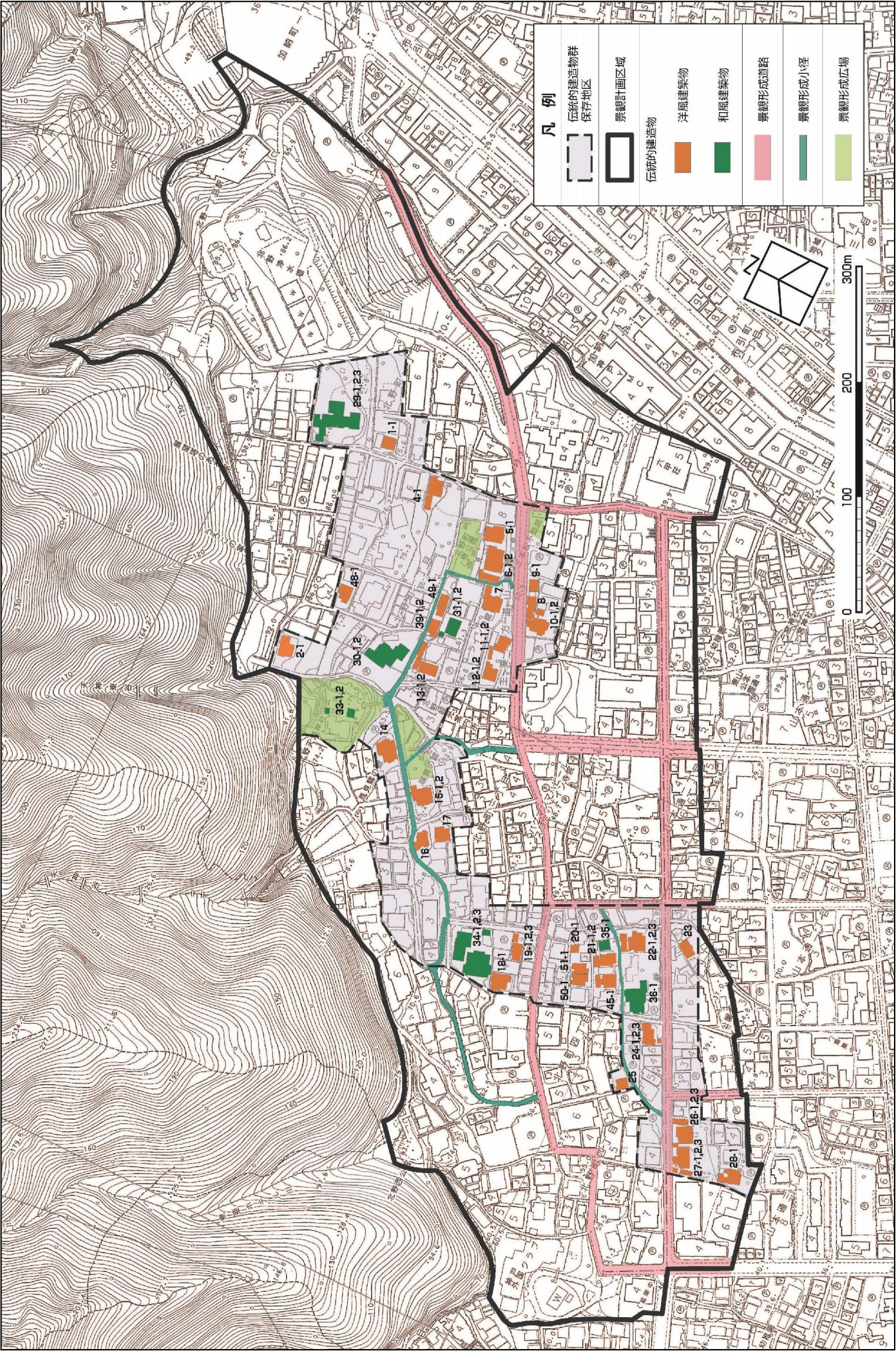
◆景観形成基準

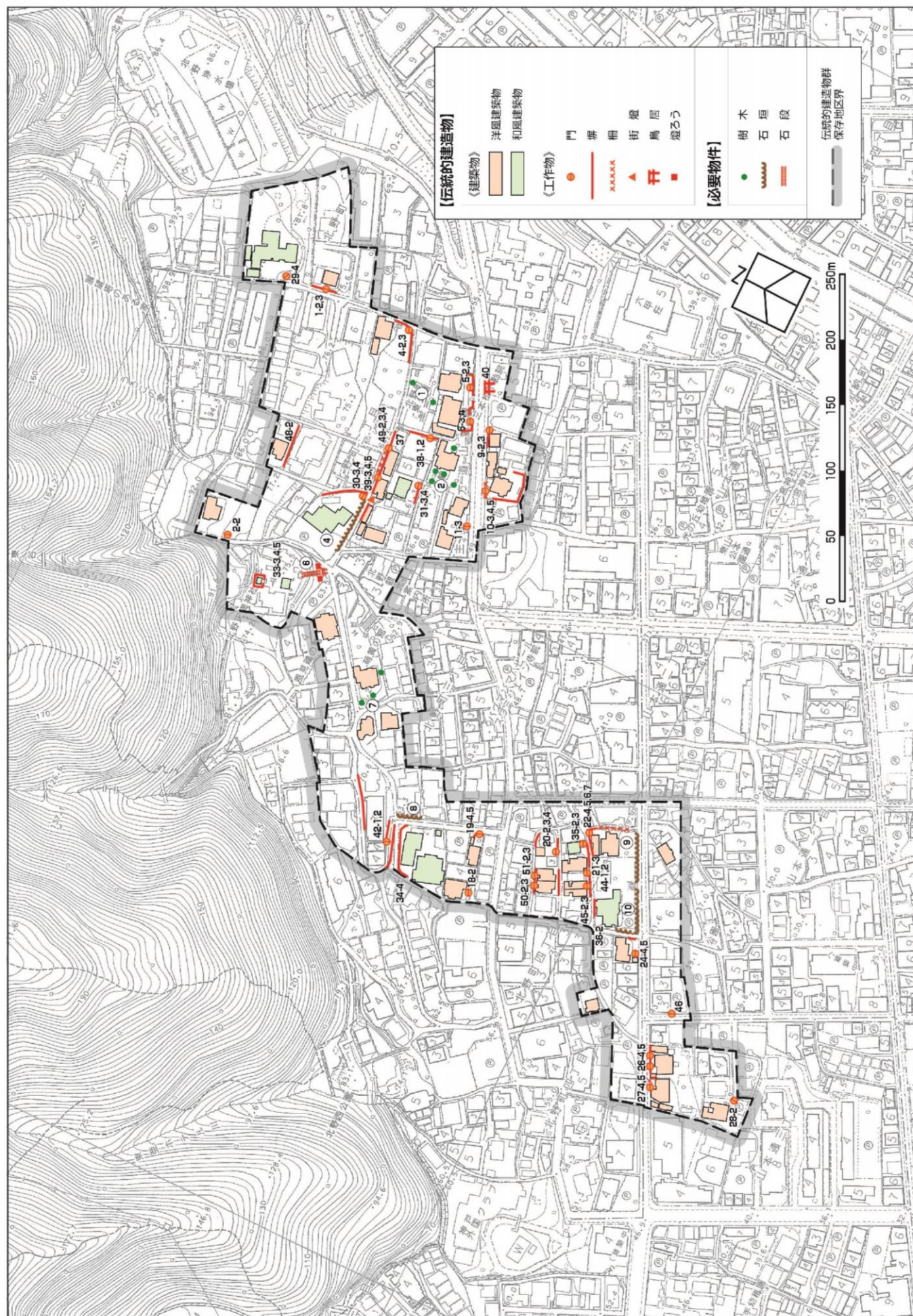
区 分		景観形成道路沿い	その他
すべての広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は、簡素化する。 ○色の彩度を低くし、調和を図る。 ○色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。	
	配置・位置	○歩行者の視線からの眺望・見通しに配慮した位置に掲出する。	
	種別	○自家用広告のみとする。	
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
		○1敷地あたりの総面積は、接道延長 [単位：m]×0.5 m ² （5 m ² に満たない場合は5 m ² ）以下とする。	○1敷地あたりの総面積は、接道延長 [単位：m]×0.3 m ² （5 m ² に満たない場合は5 m ² ）以下とする。
	映像装置	○原則として掲出しない。	
地上広告物	地上からの高さ	○4.5m以下とする。	○2.5m以下とする。
屋上広告物		○掲出しない。	
突出広告物	突出幅	○建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離は、1.5m以下とする。	
	表示面積	○1店舗・事業所につき、1面あたり2 m ² 以下とする。	○1店舗・事業所につき、1面あたり1 m ² 以下とする。
	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。	

◆夜間景観形成基準

すべての広告物	照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

景觀計畫區域（北野町山本通伝統的建造物群保存地区・北野町山本通伝統的建造物群保存地区





伝統的建造物群 保存地区の概要

- ・ 名 称：神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区
- ・ 地 区 決 定：昭和54年12月27日
(重要伝統的建造物群保存地区の選定：昭和55年4月10日)
- ・ 面 積：約 9.3ha
- ・ 保 存 計 画：昭和 55 年 1 月 21 日策定、平成 24 年 3 月 30 日変更

■北野町山本通地区で守るべきもの

- ◇六甲山麓部の自然地形を生かした南斜面の緑豊かな住宅敷地の特性
- ◇開港後形成された傾斜屋根をもつ異国情緒豊かな独特のまちなみ
- ◇明治、大正、昭和期に建築された異人館などの特色ある洋風建築物及び和風建築物
- ◇明治、大正、昭和期に設けられた特色ある門、塀、柵、街燈等
- ◇明治、大正、昭和期に設けられた特色ある庭園、樹木、鳥居、燈ろう等

※伝統的建造物以外の建築物等は、当地区で守るべきものを踏まえた上で、伝統的建造物群保存地区の景観に調和するように配慮して下さい。

■伝統的建造物群保存地区に係る基準

伝統的建造物群保存地区においては、行為の内容に応じて、以下の3つの基準があります。

- 許可基準 伝統的建造物以外の建築物の建築行為等に対して適用する基準（9 ページ別表参照）
- 修景基準 伝統的建造物以外の建築物等を伝統的な洋風建築様式に基づいて修景する際の基準
- 修理基準 伝統的建造物（7 ページ別図参照）を修理・復元する際の基準
 - ① 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため原則として現状維持又は復元修理とする。
 - ② 必要物件（伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要と認められる樹木、石垣、石段等）については、原則として復旧とする。

（修理基準、修景基準については別途ご相談下さい。）

■その他、設計にあたっての留意点

- ・ 異人館などの単純な模倣は避け、古いものと新しいものがお互いに価値を高めあうよう努めて下さい。
- ・ 太陽光発電パネルや空調機の室外機は、景観を損なうので、道路等から見える場所には設置しないよう努めて下さい。やむを得ず設置する場合は、目立たない色とする、目隠しを設ける等、景観に配慮してください。
- ・ 道路からの後退部分等には、積極的に植栽を設けるよう努めて下さい。

■ 許可基準

			許可基準
建築物	位置・規模	道路からの外壁の後退	建築物の外壁又はこれに代わる柱等(バルコニー、玄関庇の柱、袖壁等)の面から道路境界線又は景観形成広場と敷地との境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。
		隣地からの外壁の後退	建築物の外壁又はこれに代わる柱等(バルコニー、玄関庇の柱、袖壁等)の面から隣地(道路及び景観形成広場を除く。)と敷地との境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。
		有効な空地の確保	1 専ら住居の用に供される一戸建ての住宅等(以下「専用住宅」という。)以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面して、都市景観の形成に有効な空地を敷地面積の10分の2以上、その他の道路に面して都市景観の形成に有効な空地を敷地面積の10分の1以上確保するものとする。 2 景観形成道路及びその他の道路に面して、へい、さく等を設けた場合は、都市景観の形成に有効な空地とはみなさない。ただし、伝統的建造物であるへい、さく等はこの限りでない。
		規模	歴史的風致を著しく損なわないよう配慮し、長大な壁面とならないものとする。(壁の長さは、20メートルを基準とする。)
		高さ	1 建築物の高さは、(最も低い平均地盤面から)13メートル以下とする。 2 へいの高さは、2メートル以下とする。ただし、専用住宅以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面しては、へいを設けないものとする。
		接地地盤面	接地地盤面の高低差は、6メートル以下とする。
	構造・階数		階数は、3以下とする。ただし、地階は含まない。(建築物の敷地が斜面又は段地である場合においては、1棟の総階数を地階を含めて4以下とする。)
	意匠(形態・材料・色彩等)	屋根	屋根は、原則として切妻造り、寄棟造り、入母屋造りとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、原則としてエレベータ機械室、階段室、ルーフバルコニー、その他これらに類するものを設置しないものとする。
		外壁・窓・軒裏	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
		色 彩	外壁等の基調色は、7.5R～2.5Yの明度は6以上、彩度は4以下、その他のR・Y系の明度は6以上、彩度は2以下、その他は明度6以上、彩度は1以下、屋根の色は彩度4以下とし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。ただし、着色していない自然素材によって仕上げられる部分の色彩はこの限りでない。強調色は、多種使用しない。
		へ い	歴史的風致を著しく損なわないものとする。ただし、景観形成小径沿いにある場合は、景観形成小径特有の意匠に配慮したものとする。
	建 築 設 備		風道、煙突、排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、道路、公園、広場等の公共の用に供する場所から容易に望見される位置に設置しないものとする。ただし、やむをえず設置する場合には、歴史的風致を著しく損なわないものとする。

次頁につづく

北野町山本通伝統的建造物群保存地区

■許可基準（つづき）

		許可基準
工 作 物	高 さ	1 建築物以外の工作物の高さは、13メートル以下とする。 2 1の規定にかかわらず、建築物その他の工作物に設置される建築物以外の工作物については、設置後に建築物その他の工作物とともに構成する物の高さを、13メートル以下とする。 3 さくの高さは、2メートル以下とする。ただし、専用住宅以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面しては、さくを設けないものとする。
	意匠（形態・材料・色彩等）	1 歴史的風致を著しく損なわないものとする。 2 さくの意匠は、景観形成小径沿いにある場合は、景観形成小径特有の意匠に配慮したものとする。 3 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとする。
	日よけテント	1 日よけテントは、設置しないものとする。ただし、景観形成道路沿いにある場合は、日よけテントをやむをえず設置する場合は、必要最小限のものとする。 2 日よけテントの材料、形態及び色彩は建築物本体と調和し、歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土地の形質の変更		土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
木 竹 の 伐 採		樹高10メートル以上又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルを超える樹木及び地区を特色づけている樹木、生垣等については、伐採しないこととする。ただし、やむをえず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行うものとする。
土石類の採取		土石類の採取を行うときは、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。

※最も低い平均地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の最も低い位置から3メートル以内の平均の高さにおける水平面

※色彩は、マンセル表色系による

※強調色とは、窓枠や戸口等に線等として使用する色

※自然素材とは、石、木、土、煉瓦等

※市長は、敷地の形態、敷地の規模、道路の位置等により、この基準によりがたい場合又は建築物の位置、建築物の規模、緑地の確保等に総合的配慮がなされていることにより、歴史的環境の向上に寄与すると認められる場合には、神戸市文化財保護審議会の意見を聴いて許可基準及び修景基準の適用を緩和することができる

建築設備等

- ・道路等から見える位置に設置しないこと

屋根 ・ アンテナは共聴アンテナとすること

切妻造り、寄棟造り、入母屋造り
とすること

木竹の伐採

一定規模を超える樹木
等は伐採しないこと

へい、さくの高さ
2.0m 以下

道路からの壁面等後退
1.5m 以上

土地の形質の変更
歴史的風致を損なわ
ないものとする

隣地からの壁面等後退
1.0m 以上

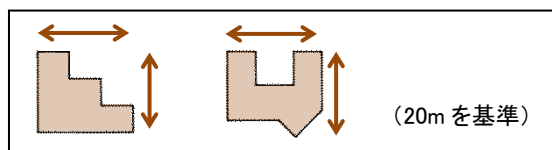
■許可基準（一般的な例）

建築物の高さ、階数

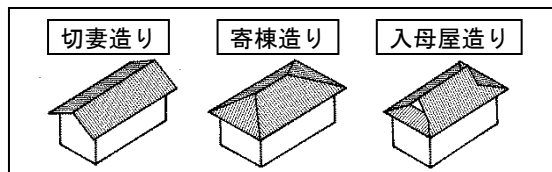
- ・ 13m 以下
- ・ 3階以下

※日よけテントは設置しない

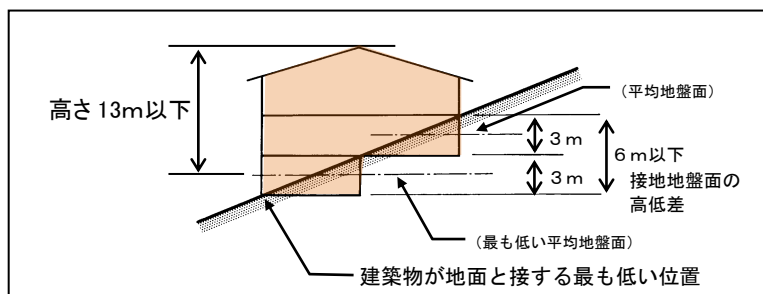
◇規模「壁の長さ」の測り方



◇屋 根



◇高さ、接地地盤面、斜面地である場合の測り方



◇「有効な空地」の測り方

(有効な空地の面積算出方法には、お問い合わせください。)

◇色 彩

	<PB><P><RP><			R			>< YR			>< Y			><GY><G><BG>			
明度9／彩度1	5PB9/1	5P9/1	5RP9/1	25R9/1	5R9/1	75R9/1	10R9/1	25YR9/1	5YR9/1	75YR9/1	10YR9/1	25Y9/1	5Y9/1	75Y9/1	10Y9/1	N9
明度9／彩度2	5PB9/2	5P9/2	5RP9/2	25R9/2	5R9/2	75R9/2	10R9/2	25YR9/2	5YR9/2	75YR9/2	10YR9/2	25Y9/2	5Y9/2	75Y9/2	10Y9/2	
明度9／彩度3	5PB9/3	5P9/3	5RP9/3	25R9/3	5R9/3	75R9/3	10R9/3	25YR9/3	5YR9/3	75YR9/3	10YR9/3	25Y9/3	5Y9/3	75Y9/3	10Y9/3	
明度9／彩度4	5PB9/4	5P9/4	5RP9/4	25R9/4	5R9/4	75R9/4	10R9/4	25YR9/4	5YR9/4	75YR9/4	10YR9/4	25Y9/4	5Y9/4	75Y9/4	10Y9/4	
明度9／彩度5	5PB9/5	5P9/5	5RP9/5	25R9/5	5R9/5	75R9/5	10R9/5	25YR9/5	5YR9/5	75YR9/5	10YR9/5	25Y9/5	5Y9/5	75Y9/5	10Y9/5	
明度8／彩度1	5PB8/1	5P8/1	5RP8/1	25R8/1	5R8/1	75R8/1	10R8/1	25YR8/1	5YR8/1	75YR8/1	10YR8/1	25Y8/1	5Y8/1	75Y8/1	10Y8/1	N8
明度8／彩度2	5PB8/2	5P8/2	5RP8/2	25R8/2	5R8/2	75R8/2	10R8/2	25YR8/2	5YR8/2	75YR8/2	10YR8/2	25Y8/2	5Y8/2	75Y8/2	10Y8/2	
明度8／彩度3	5PB8/3	5P8/3	5RP8/3	25R8/3	5R8/3	75R8/3	10R8/3	25YR8/3	5YR8/3	75YR8/3	10YR8/3	25Y8/3	5Y8/3	75Y8/3	10Y8/3	
明度8／彩度4	5PB8/4	5P8/4	5RP8/4	25R8/4	5R8/4	75R8/4	10R8/4	25YR8/4	5YR8/4	75YR8/4	10YR8/4	25Y8/4	5Y8/4	75Y8/4	10Y8/4	
明度8／彩度5	5PB8/5	5P8/5	5RP8/5	25R8/5	5R8/5	75R8/5	10R8/5	25YR8/5	5YR8/5	75YR8/5	10YR8/5	25Y8/5	5Y8/5	75Y8/5	10Y8/5	
明度7／彩度2	5PB7/2	5P7/2	5RP7/2	25R7/2	5R7/2	75R7/2	10R7/2	25YR7/2	5YR7/2	75YR7/2	10YR7/2	25Y7/2	5Y7/2	75Y7/2	10Y7/2	N7
明度7／彩度3	5PB7/3	5P7/3	5RP7/3	25R7/3	5R7/3	75R7/3	10R7/3	25YR7/3	5YR7/3	75YR7/3	10YR7/3	25Y7/3	5Y7/3	75Y7/3	10Y7/3	
明度7／彩度4	5PB7/4	5P7/4	5RP7/4	25R7/4	5R7/4	75R7/4	10R7/4	25YR7/4	5YR7/4	75YR7/4	10YR7/4	25Y7/4	5Y7/4	75Y7/4	10Y7/4	
明度7／彩度5	5PB7/5	5P7/5	5RP7/5	25R7/5	5R7/5	75R7/5	10R7/5	25YR7/5	5YR7/5	75YR7/5	10YR7/5	25Y7/5	5Y7/5	75Y7/5	10Y7/5	
明度6／彩度2	5PB6/2	5P6/2	5RP6/2	25R6/2	5R6/2	75R6/2	10R6/2	25YR6/2	5YR6/2	75YR6/2	10YR6/2	25Y6/2	5Y6/2	75Y6/2	10Y6/2	N6
明度6／彩度3	5PB6/3	5P6/3	5RP6/3	25R6/3	5R6/3	75R6/3	10R6/3	25YR6/3	5YR6/3	75YR6/3	10YR6/3	25Y6/3	5Y6/3	75Y6/3	10Y6/3	
明度6／彩度4	5PB6/4	5P6/4	5RP6/4	25R6/4	5R6/4	75R6/4	10R6/4	25YR6/4	5YR6/4	75YR6/4	10YR6/4	25Y6/4	5Y6/4	75Y6/4	10Y6/4	
明度6／彩度5	5PB6/5	5P6/5	5RP6/5	25R6/5	5R6/5	75R6/5	10R6/5	25YR6/5	5YR6/5	75YR6/5	10YR6/5	25Y6/5	5Y6/5	75Y6/5	10Y6/5	

※実際の色はマンセル表色系を参考に色見本等で確認してください。 許可基準に適合した外壁等の基調色を例示しています。

令和7年9月

神戸市都市局

神戸市文化スポーツ局